

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

題名改正〔平成12年規則65号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。)及び浄化槽法施行条例(昭和60年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成12年規則65号〕

(浄化槽の使用開始等の報告書)

第1条の2 法第10条の2第1項に規定する報告書は、浄化槽使用開始報告書(様式第1号)によらなければならない。

2 法第10条の2第2項に規定する報告書は、技術管理者変更報告書(様式第1号の2)によらなければならない。

3 法第10条の2第3項に規定する報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式第1号の3)によらなければならない。

追加〔平成12年規則65号〕

(浄化槽の撤去の届出)

第1条の3 条例第1条の2の規定による届出は、浄化槽撤去届(様式第1号の4)により行わなければならない。

追加〔平成12年規則65号〕、一部改正〔令和2年規則17号〕

(登録申請書等の提出部数)

第1条の4 次に掲げる書類の提出部数は、正副2部とする。

(1) 法第22条に規定する申請書及びその添付書類

(2) 建設省令第8条に規定する変更届出書及びその添付書類

(3) 建設省令第11条に規定する届出書及びその添付書類

(4) 建設省令第12条に規定する変更届出書及びその添付書類

追加〔平成12年規則65号〕

(廃業等の届出)

第1条の5 法第26条の規定による届出は、浄化槽工事業廃止等届(様式第1号の5)により行わなければならない。

追加〔平成12年規則65号〕

(特例浄化槽工事業の廃止の届出)

第1条の6 法第33条第3項の規定による届出は、特例浄化槽工事業廃止等届(様式第1号の6)により行わなければならない。

追加〔平成12年規則65号〕

(書類の経由)

第1条の7 法第5章、建設省令又は第1条の4から前条までの規定により知事に提出する書類のうち、県内に本店を有する浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に係るものは、当該本店の所在地を所管する広域振興局長を経由しなければならない。

追加〔平成12年規則65号〕、一部改正〔平成18年規則98号・22年43号〕

(申請書)

第2条 条例第3条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書(様式第1号の7)によらなければならない。

一部改正〔平成12年規則65号〕

(申請書の添付書類)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 略歴書(様式第3号)

(3) 法人にあつては、登記事項証明書

(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

(5) 第8条第1号から第3号までに掲げる器具の明細を記載した書面及び器具の写真

(6) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦2.5センチメートル、横2センチメートルのものでその裏面に氏名を記載したもの)2枚

2 保健所長は、申請者(個人である場合に限る。)及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)について、同法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一部改正〔平成17年規則4号・19年45号・22年43号・27年81号〕

(登録簿)

第4条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、様式第4号によるものとする。

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第5条 条例第4条第3項の規定に基づき登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式第5号)を所管保健所長に提出しなければならない。

一部改正〔平成22年規則43号〕

(変更の届出)

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式第6号)により行わなければならない。

2 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更で登記の変更を必要とする場合 登記事項証明書

(3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合にあつては、その者に係る第3条第1号及び第2号の書類

(4) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項の変更で新たに営業所ごとに置かれる浄化槽管理士となる者がある場合 当該浄化槽管理士に係る第3条第2号及び第4号の書類

3 保健所長は、届出者(個人である場合に限る。)及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一部改正〔平成17年規則4号・19年45号・22年43号・27年81号〕

(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃止等届(様式第7号)により行わなければならない。

(浄化槽管理士研修)

第8条 **条例第9条第3項**に規定する規則で定める研修(以下「浄化槽管理士研修」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 法第57条第1項の規定により知事が指定した者が次に掲げる事項について行う研修

- ア 浄化槽の構造及び機能
- イ 浄化槽の点検、調整及び修理
- ウ 浄化槽の清掃
- エ その他浄化槽の保守点検に必要な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める研修

2 知事は、前項第1号に掲げる浄化槽管理士研修の期日、場所その他当該浄化槽管理士研修に関し必要な事項をあらかじめ告示するものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、毎年6月30日までに、前年度に浄化槽管理士研修を受講した**条例第9条第2項**の浄化槽管理士について、浄化槽管理士研修受講状況報告書(**様式第8号**)により所管保健所長に報告しなければならない。

追加[令和2年規則17号]

(営業所に備える器具)

第9条 **条例第9条第4項**に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

(1) 水素イオン濃度指数測定器具、溶存酸素濃度測定器具、塩化物イオン濃度測定器具、残留塩素濃度測定器具、亜硝酸イオン測定器具、透視度計及び温度計

(2) 汚泥沈でん率測定器具及びスカム厚・汚泥厚測定器具

(3) 照明器具、テスター及びメガチエッカー

一部改正[令和2年規則17号]

(清掃の通知)

第10条 **条例第10条第2項**の規定による通知は、浄化槽清掃通知書(**様式第9号**)により行わなければならない。

一部改正[令和2年規則17号]

(浄化槽管理士証)

第11条 **条例第10条第3項**に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、**様式第10号**によるものとする。

2 保健所長は、**条例第4条第1項**の規定による登録をしたときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、前項の浄化槽管理士証を交付するものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証の記載事項に変更を生じたときは、浄化槽管理士証書換え交付申請書(**様式第11号**)により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の書換えを申請しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士証を亡失し、又はき損したときは、浄化槽管理士証再交付申請書(**様式第12号**)により速やかに所管保健所長に浄化槽管理士証の再交付を申請しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、浄化槽管理士証返納書(**様式第13号**)により浄化槽管理士証を速やかに所管保健所長に返納しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者の営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が法第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士免状の返納を命ぜられた場合若しくは当該浄化槽保守点検業者の専属でなくなった場合又は亡失により浄化槽管理士証の再交付を受けた浄化槽保守点検業者が当該亡失した浄化槽管理士証を発見した場合 当該浄化槽保守点検業者

(2) 浄化槽保守点検業者が**条例第7条各号**のいずれかに該当することとなった場合 当該各号に掲げる者

(3) 浄化槽保守点検業者が**条例第13条第1項**の規定に基づきその登録を取り消された場合 当該浄化槽保守点検業者であった個人又は当該浄化槽保守点検業者であった法人の役員

一部改正[平成22年規則43号・令和2年17号]

(業務実績報告書)

第12条 **条例第10条第4項**の規定による報告は、毎年6月30日までに、浄化槽保守点検業務実績報告書(**様式第14号**)により行わなければならない。

一部改正[令和2年規則17号]

(標識)

第13条 **条例第11条**に規定する標識は、浄化槽保守点検業者登録票(**様式第15号**)によらなければならない。

一部改正[令和2年規則17号]

(帳簿)

第14条 **条例第12条**に規定する帳簿は、保守点検票(**様式第16号**)によらなければならない。

2 前項の保守点検票は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後3年間保存しなければならない。

一部改正[令和2年規則17号]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第97号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月28日規則第65号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 浄化槽法施行細則(昭和60年岩手県規則第78号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月29日規則第26号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第110号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則による改正前の(中略)浄化槽法施行細則(中略)に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成17年3月4日規則第4号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第98号抄)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第45号抄)

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第43号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は浄化槽管理士証について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は浄化槽管理士証については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日規則第12号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則に規定する様式第1号の7から様式第4号までの様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は登録する申請書等又は登録簿について適用し、同日前に提出し、又は登録した申請書等又は登録簿については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年9月29日規則第81号)

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浄化槽法施行細則(以下「改正後の規則」という。)に定める様式(様式第1号の4及び様式第8号を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

3 施行日前に使用を停止した浄化槽(盛岡市の区域に設置されたものを除く。)に係る届出については、改正後の規則第1条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月25日規則第9号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成する報告書等について適用し、同日前に作成した報告書等については、なお従前の例による。

様式第1号(第1条の2関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

### 浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	
浄化槽の規模及び処理方式	人槽 方式
設置の届出又は建築確認申請若しくは計画通知の年月日	年 月 日 届出・建築確認申請・計画通知
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

備考 技術管理者の氏名欄は、処理対象人員が501人以上の浄化槽の場合に記載してください。

(A4)

追加[平成12年規則65号]  
様式第1号の2(第1条の2関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

技 術 管 理 者 変 更 報 告 書

浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	
浄化槽の規模及び処理方式	人 槽 方 式
設置の届出又は建築確認申請若しくは計画通知の年月日	年 月 日 届出・建築確認申請・計画通知
変更後の技術管理者の氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考 変更後の技術管理者が資格を有する者であることを証する書面を添付してください。

(A 4)

追加〔平成12年規則65号〕  
様式第1号の3(第1条の2関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者に変更がありましたので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	
浄化槽の規模及び処理方式	人槽 方式
設置の届出又は建築確認申請若しくは計画通知の年月日	年 月 日 届出・建築確認申請・計画通知
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
変 更 年 月 日	年 月 日

(A4)

追加〔平成12年規則65号〕  
様式第1号の4(第1条の3関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄 化 槽 撤 去 届

浄化槽を撤去したので、浄化槽法施行条例第1条の2の規定により、次のとおり届け  
出ます。

設 置 場 所	
浄化槽の規模及び処理方式	人槽 方式
設置の届出又は建築確認申 請若しくは計画通知の年月 日	年 月 日 届出・建築確認申請・計画通知
撤 去 年 月 日	年 月 日
撤 去 の 理 由	
撤去に当たって講じた措置 の内容	

(A4)

追加〔平成12年規則65号〕、一部改正〔令和2年規則17号〕  
様式第1号の5(第1条の5関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

### 浄化槽工事業廃止等届

浄化槽法第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 浄化槽工事業者の氏名又は名称
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 届出の事由
- 4 事由の生じた年月日 年 月 日

備考 1 3には、死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定による解散、合併若しくは破産手続開始の決定以外の事由による解散又は浄化槽工事業の廃止の別を記載してください。

2 届出の事由を証する書類を添付してください(浄化槽工事業の廃止の場合を除く。)

(A4)

追加[平成12年規則65号]、一部改正[平成16年規則110号]  
様式第1号の6(第1条の6関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

### 特例浄化槽工事業廃止届

浄化槽工事業を廃止したので、浄化槽法第33条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特例浄化槽工事業者の氏名又は名称
- 2 届出の年月日及び届出番号
- 3 浄化槽工事業を廃止した年月日 年 月 日

(A4)

追加[平成12年規則65号]  
様式第1号の7(第3条、第6条関係)

(表)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

岩手県  
収入証紙  
貼り付け

住所  
氏名  
法人にあつては  
、主たる事務所の  
所在地、名称  
及び代表者の氏  
名

浄化槽保守点検業者登録申請書

浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、浄化槽法施行条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日		年 月 日
ふりがな氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
住所	(郵便番号 )		電話番号 ( )	
申請者が法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び職名				
ふりがな氏名	職名	ふりがな氏名	職名	
申請者が未成年である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所				
ふりがな氏名又は名称				
住所	(郵便番号 )		電話番号 ( )	
法定代理人が法人である場合の役員の氏名及び職名				
ふりがな氏名	職名	ふりがな氏名	職名	
申請時において既に受けている登録	登録番号			
	登録年月日		年 月 日	

備考 ※印欄には、記載しないでください。

(A4)

(裏)

浄化槽保守点検業を営もうとする区域が所在する市町村の名称				
営業所の名称等			左の営業所の専任浄化槽管理士の氏名等	
ふりがな氏名	(郵便番号)所在地	電話番号	ふりがな氏名	浄化槽管理士免状の交付番号
他の都道府県知事の登録状況				



登録番号 知事(登)第号	登録番号 知事(登)第号

全部改正〔平成24年規則12号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕  
様式第2号(第3条、第6条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

法人にあつては  
、主たる事務所  
の所在地、名称  
及び代表者の氏  
名

誓 約 書

浄化槽保守点検業者登録申請者は、浄化槽法施行条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

備考 「浄化槽保守点検業者登録申請者」とあるのは、申請者が法人の場合は「浄化槽保守点検業者登録申請者及びその役員」と、申請者が未成年者の場合は「浄化槽保守点検業者登録申請者及びその法定代理人」と、申請者が未成年者の場合であつてその法定代理人が法人であるときは「浄化槽保守点検業者登録申請者並びにその法定代理人及び役員」と、申請者が法人の場合でその役員の中に未成年者がいる場合は「浄化槽保守点検業者登録申請者並びにその役員及び法定代理人」と、申請者が法人の場合でその役員の中に未成年者がいる場合であつてその法定代理人が法人であるときは「浄化槽保守点検業者登録申請者並びにその役員並びにその法定代理人及び役員」と記載してください。

(A4)

全部改正〔平成24年規則12号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕  
様式第3号(第3条、第6条関係)

略 歴 書

区 分	1 本人 2 法人の役員 3 法定代理人 4 法定代理人(法人)の役員 5 浄化槽管理士			
住 所	(郵便番号 )  電話番号 ( )			
ふりがな 氏 名			生年月日	
職 名			最終学歴	
代理に係る 未成年者の 氏名			専任する営 業所の名称	
職 歴	期間	( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )	職 歴	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日  氏 名				

- 備考1 申請者本人(法人にあつては、その役員)、その法定代理人(法人にあつては、その役員)又は営業所ごとに置かれる浄化槽管理士ごとに記載してください。
- 2 区分欄は、該当する数字を○で囲んでください。この場合において、該当する数字が2以上あるときは、それぞれを○で囲んでください。
- 3 代理に係る未成年者の氏名欄は法定代理人の場合に、専任する営業所の名称欄は浄化槽管理士の場合に記載してください。
- 4 賞罰欄には、浄化槽法又は浄化槽法施行条例に基づく行政処分についても記載してください。

(A4)

全部改正〔平成24年規則12号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕  
様式第4号(第4条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号	登録年月日		年月日	
	有効期間満了年月日		年月日	
ふりがな 氏名又は名称	法人にあっては代表者の氏名			
住所	(郵便番号)		電話番号( )	
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び職名				
ふりがな 氏名	職名	ふりがな 氏名	職名	
未成年である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所				
ふりがな 氏名又は名称				
住所	(郵便番号)		電話番号( )	
法定代理人が法人である場合の役員の氏名及び職名				
ふりがな 氏名	職名	ふりがな 氏名	職名	
浄化槽保守点検行を営む区域が所在する市町村の名称	営業所の名称等	左の営業所の専任浄化槽管理士の氏名等		
ふりがな 氏名	電話番号	ふりがな 氏名	浄化槽管理士免状の 交付番号	

(A4)

全部改正[平成24年規則12号]  
様式第5号(第5条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書

浄化槽法施行条例第4条第3項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付(閲覧)を次のとおり請求します。

- 1 謄本の交付(閲覧)を請求する理由
- 2 謄本の交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号
- 3 謄本交付の部数

備考 2及び3は、謄本の交付を請求する場合に限り記載してください。

(A4)

一部改正[平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和4年9号]  
様式第6号(第6条関係)

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届

浄化槽保守点検業者の登録事項を変更したので、浄化槽法施行条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

2 変更の内容

(1) 変更事項

(2) 変更後

(3) 変更前

3 変更の年月日 年 月 日

4 変更の理由

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和4年9号〕  
様式第7号(第7条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名

浄化槽保守点検業廃止等届

浄化槽法施行条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 浄化槽保守点検業者の氏名又は名称

2 登録の年月日及び登録番号

3 届出の事由

4 事由の生じた年月日 年 月 日

備考 1 3には、死亡、合併による消滅、破産手続開始の決定による解散、合併若しくは破産手続開始の決定以外の事由による  
解散又は浄化槽保守点検業の廃止の別を記載してください。

2 届出の事由を証明する書類を添付してください(浄化槽保守点検業の廃止の場合を除く。)

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・16年110号・22年43号・令和4年9号〕  
様式第8号(第8条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者  
の氏名〕

浄化槽管理士研修受講状況報告書（ 年度分）

浄化槽法施行細則第8条第3項の規定により、浄化槽管理士研修の受講の状況について、  
次のとおり報告します。

浄化槽管理士 の氏名	浄化槽管理士免状の 交付番号	研修の 名称	受講年月日

備考 研修を受講したことを証する書類の写しを添付してください。

(A4)

追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和4年規則9号〕  
様式第9号(第10条関係)

年 月 日

様

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

### 浄 化 槽 清 掃 通 知 書

次の浄化槽は、清掃が必要と認められますので、浄化槽法施行条例第10条第2項の規定により、通知します。

※浄化槽管理者の氏名 又は名称			
※浄化槽管理者の住所			
浄化槽の設置場所			
※単独・合併の別	単独・合併（ 人槽）	※処理方式	
清掃に関する指示事 項等			

備考 ※印欄は、上記浄化槽について清掃を委託している業者に通知する場合に記載するものであること。

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・令和2年17号・4年9号〕  
様式第10号(第11条関係)

(表)

第 _____ 号		
	浄化槽管理士証	
氏 名	_____	写 真
所属業者名	_____	
所属営業所名	_____	
所属営業所の所在地	_____	
有効期限	_____年 月 日	
上記の者は、浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第2条の規定により登録された浄化槽保守点検業者に所属する浄化槽管理士であることを証明する。		
年 月 日		
	岩手県	保健所長 氏 名 印

縦 6.5センチメートル 横 9.0センチメートル

(裏)

- 1 本証は、保守点検の際に必ず携帯すること。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失し、若しくは汚損したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を申し出て、再交付又は書換えを受けること。
- 4 保守点検の際、関係者の請求があったときは、本証を提示しなければならない。

一部改正〔平成14年規則26号・22年43号・令和2年17号〕  
様式第11号(第11条関係)

岩手県 保健所長 様

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

浄化槽管理士証書換え交付申請書

浄化槽法施行細則第11条第3項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の書換え交付を申請します。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録番号
- 2 書換え申請の理由
- 3 書換え事項の内容

書換えに係る浄化槽管理士 の氏名	書 換 え 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
				年 月 日

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和2年17号〕  
様式第12号(第11条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所  
氏 名  
(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

浄化槽管理士証再交付申請書

浄化槽法施行細則第11条第4項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証の再交付を申請します。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録番号
- 2 再交付に係る浄化槽管理士の氏名
- 3 再交付申請の理由

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和2年17号〕  
様式第13号(第11条関係)

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

浄 化 槽 管 理 士 証 返 納 書

浄化槽法施行細則第11条第5項の規定により、次のとおり浄化槽管理士証を返納します。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録番号
- 2 返納に係る浄化槽管理士の氏名
- 3 返納の理由

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和2年17号〕  
様式第14号(第12条関係)

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

浄化槽保守点検業者業務実績報告書 ( 年度分)

浄化槽法施行条例第10条第4項の規定により、別紙のとおり報告します。

(A4)

別紙

浄化槽管理者の 氏名又は名称	浄化槽の設置場 所	単独・合併の別 及び規模	保守点検の回 数	担当浄化槽管理 士の氏名	清掃通知の回 数	通知清掃業者名

備考 この報告書は、報告しようとする年の3月31日以前1年間における実績を記載するものであること。

(A4)

一部改正〔平成6年規則97号・14年26号・22年43号・令和2年17号〕  
様式第15号(第13条関係)



浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
浄化槽管理士の氏名	
浄化槽保守点検業を営む区域が所在する市町村の名称	

縦 30センチメートル以上 横 25センチメートル以上

一部改正〔令和2年規則17号〕

様式第16号(第14条関係)

保守点検票				
浄化槽管理者の氏名又は名称				
浄化槽管理者の住所				
浄化槽の設置場所				
委託清掃業者の有無及び名称	有 ・ 無			
単 独 ・ 合 併 の 別	単独・合併（ 人槽）			
保守点検年月日	担当浄化槽管理士の氏名	点 検 結 果	清 掃 通 知 の 有 無	備 考

一部改正〔平成6年規則97号・令和2年17号〕

(A4)